

日本医学放射線学会 委員会規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、公益社団法人日本医学放射線学会定款第49条に基づき、委員会の組織・運営等について通則を定める。

(種 別)

第2条 委員会の種別は、次の通りとする。

- (1) 常置委員会：会務執行のために常設のものとして設置されるもの
- (2) 特別委員会：会務執行上特別の事案等に対処するため時限的に設置されるもの

(設置及び廃止)

第3条 常置委員会および特別委員会の設置および廃止は、理事会で決定する。

(委員、委員の構成・任期、委員長等)

第4条 委員会の委員は、担当理事および個別委員会が選定した委員候補者の中から理事会の決議で選任した者とする。但し、新設の委員会の委員は、理事会で選任する。

- 2 個別委員会の委員の構成は、各委員会規程で定める。
- 3 委員の任期は、選任後2回目の総会の終了後、新任の委員が選任される時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 4 委員長には担当理事が就くこととし、複数の担当理事がいる場合は、理事会で定める。
- 5 委員会には、委員長の指名により副委員長を置く。副委員長は、委員長に差し支えがある場合にその職務を代行する。

(業 務)

第5条 委員会の行う業務は、次の通りとする。

- (1) 理事会から諮問された事項の審議と答申
- (2) 委員会提案・審議事項の理事会への上申
- (3) その他各個別委員会規程で定める事項

(会 議)

第6条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員現在数の過半数が出席しなければ議事を開き議決することができない。
- 3 委員会の決議は、出席委員（委員長、副委員長を含む）の3分の2以上の多数を必要とする。

(小委員会)

第7条 委員会が必要と認めた場合は、小委員会を設けることができる。

- (1) 小委員会委員は、委員長が委嘱する。
- (2) 小委員会委員長は、委員会委員から選出する。

(旅費等)

第8条 委員等が委員会に出席するために要する費用等の負担に関しては、次の通りとする。

- (1) 旅費（原則として委員会に出席するための往復の運賃）
- (2) 宿泊費（宿泊を必要とする場合）
- (3) その他理事長が特に必要と認めるもの。

(記 録)

第9条 委員長は、委員会の議事内容を記載した文書（議事録等）を作成し、速やかに理事長に提出しなければならない。

(年次報告)

第10条 委員長は、年度内にその年度の委員会の活動を要約した当該委員会年次報告を理事長に提出しなければならない。

(委員会事務)

第11条 委員会に関する事務は、日本医学放射線学会事務局において行う。

(個別委員会規程)

第12条 個別委員会に特有の事項については、各個別委員会規程において定める。

(制定、改正)

第13条 本規程および個別委員会規程の制定および改正は、理事会の決議をもって行う。

附 則

- 1 この規程は、平成26年7月1日から施行する。